

病床機能再編支援事業について

- 医療機能の分化・連携を推進するため、自主的な病床機能再編や医療機関の統合等の取組に対する補助を行う制度
- 地域医療構想の実現に向けて必要な取組であることを確認するため、地域医療構想調整会議等において協議を行う。

1 交付対象

区分	対象
①単独支援給付金 (1 機関の病床削減)	療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所(以下「医療機関」) <u>が、病床機能再編を実施する場合</u>
②統合支援給付金 (複数機関の統合)	複数の医療機関が、病床機能再編を実施し統合する場合
③債務整理支援給付金 (利子補給)	②の医療機関の統合において、統合によって廃止となる病院の債務返済のため新たに融資を受ける場合

2 単独支援給付金の支給要件

次の要件を全て満たすこと。

No.	要件
①	医療機関が作成した「<u>単独病床機能再編計画</u>」について、<u>地域医療構想調整会議の議論の内容及び山口県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたもの</u>であること。 ※地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は支給対象外
②	病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分(高度急性期、急性期、慢性期)の許可病床数の合計が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

3 単独支援給付金の算定方法

減少する病床数^{※1}に1,140千円～2,280千円の単価^{※2}を乗じた額

※1：以下の病床数は減少する病床数に含まない。

- ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- ・過去に支給対象となった病床数
- ・同一開設者の医療機関へ融通した病床数

※2：単価は病床稼働率等に応じて変動する。

【参考】山口県地域医療構想(H28.7)における宇部・小野田圏域の課題と将来のあるべき姿

(1) 構想区域（保健医療圏）における課題（圏域別）

- 山口大学医学部附属病院による全県的な高度・専門医療の確保及び圏域内の医療機関との連携による圏域の医療提供体制の構築
- 救急医療を担う医療機関の役割分担、相互連携の推進
- 救急医療の役割分担、相互連携についての住民への普及、理解促進
- 地域包括ケア病棟の整備、急性期病床からの転換等による回復期機能の確保
- 訪問診療等の在宅医療に取り組む医療機関（かかりつけ医等）の確保
- 患者の容態変化時の入院対応など後方支援病院の確保
- 多職種連携による地域包括ケアシステムの構築
- 医療従事者の高齢化等に対応した医師、薬剤師、看護師等、医療従事者の確保（特に訪問看護ステーションに従事する看護師の確保）
- 介護従事職員の人材確保
- へき地や医療機関への通院に時間を要する地域（特に美祿市）での医療の確保

(2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿（圏域別）

高度急性期・急性期機能

- 救急医療体制を強化するため、各医療機関の機能分化・連携や、初期・二次・三次救急医療の役割分担が必要です。
- 回復期病床への移行を円滑に行うため、早期のリハビリの実施など回復期への移行を踏まえた医療の提供が必要です。
- 救急医療の適正受診を推進するため、初期・二次・三次救急医療の役割分担や相互連携についての住民への啓発が必要です。

回復期機能

- 急性期を脱した患者が円滑に移行できるよう、受け皿となる回復期病床の整備が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- 機能回復した退院患者を地域で円滑に受け入れるため、在宅医療提供体制の充実強化や介護施設等の受け皿の確保が必要です。
- 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所による在宅医療の連携体制の確保が必要です。
- 医科医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーションや介護施設等、多職種の連携による地域包括ケアシステムの構築が必要です。

医療連携等

- より効率的で質の高い医療の提供を図るため、医療機関が担う医療機能の集約化や、医療機関間の役割分担・相互連携の推進が必要です。
- 歯周病予防や口腔内環境の清潔化により疾病を防ぐ等、医科医療機関と歯科医療機関との連携が必要です。
- へき地での医療提供体制を維持するための体制の構築が必要です。